

商標法施行規則及び商標登録令施行規則の一部を改正する省令について

令和元年10月
特許庁

1. 改正の必要性

マドリッド協定議定書¹に基づく商標の国際登録出願が特許庁長官に対してなされた場合、本国官庁としての特許庁長官はその願書等の書面を国際事務局²宛てに送付することとされている。今般、書面による当該送付に代えて、願書等に記載されている事項の電子的な記録を国際事務局に対して提供することを可能とするため、商標法施行規則（昭和35年通商産業省令第13号）について所要の改正を行う。

また、平成30年10月開催の第52回マドリッド同盟総会において、マドリッド協定議定書に基づく規則の名称の改正が決定されたことを踏まえ、当該名称を規律する経済産業省令（商標法施行規則及び商標登録令施行規則（昭和35年通商産業省令第36号））において併せて所要の改正を行う。

2. 背景

（1）マドリッド協定議定書による商標の国際登録出願に関して

マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願は、商標法第68条の2の規定により、特許庁長官に対して願書等の書面を提出することにより行うことができる。この場合、特許庁長官は願書等の記載内容及びその基礎とされた商標登録出願又は商標登録との同一性等を認証し、願書等の書面を国際事務局に対し送付することとされている（同法第68条の3第1項）。また、国際事務局に送付した願書等の書面の写しを国際登録出願の出願人に対して送付することとされている（同条第3項）。

（2）国際事務局との通信

特許庁長官からの国際登録出願の願書等の通信も含め、国際事務局を宛先とする通信については、マドリッド協定議定書共通規則第2規則に規定されており、その詳細について実施細則³に委任されている。そして、実施細則第11節(a)(i)では、国際事務局と関係官庁との間で合意した電子的手段によって行うことが許容されている。

我が国においては、国際事務局に対し願書等に記載されている事項を電子的に提供するシステムが整備されておらず書面での送付を行ってきたが、国際事務局からの要請もあり、当該システムの整備を進めてきたところ。今般、国際事務局に対し電子的な提供を可能とするシステムを整備、その通信手段について国際事務局と合意に至ったものである。

¹ 標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書。

² 世界知的所有権機関の国際事務局（マドリッド協定議定書第2条（1））。

³ 標章の国際登録に関するマドリッド協定及び協定に関する議定書の適用のための実施細則。

以上を踏まえ、特許庁長官による国際事務局に対する国際登録出願にかかる願書等の書面による送付に代えて、願書等に記載されている事項の電子的な記録を国際事務局に対して提供することを可能とするため、商標法施行規則について所要の改正を行う。

(3) マドリッド協定議定書に基づく規則の名称について

商標法施行規則第9条の4等では、マドリッド協定議定書に基づく規則につき「標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則」と規定されている。今般、マドリッド同盟総会において当該規則名の改正が決定されたことを受け、その名称変更に対応する趣旨のもと、商標法施行規則等について所要の改正を行う。

3. 省令の概要

前述のとおり、特許庁長官からの国際登録出願の願書等の通信も含め、国際事務局を宛先とする通信については、マドリッド協定議定書に基づく規則の委任に基づき、同実施細則に規定されるものである。この点、商標法第68条の8では、マドリッド協定議定書に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、経済産業省令で定める旨規定されていることを踏まえ、本改正に際しても、経済産業省令（商標法施行規則）において規定することとする。

(1) 商標法施行規則第2条の2第1項（新設）

本項では、商標法第68条の3第1項の規定による国際登録出願の願書等の送付に関し、これら書面に記載されている事項を記録した電磁的記録を国際事務局に提供することができる旨を新たに規定する改正を行う。

(2) 同条第2項（新設）

本項では、商標法第68条の3第1項の規定により国際登録出願の願書等を書面で送付する場合の国際事務局に送付した願書等の写しの出願人宛て送付（同条第3項）に関して、同送付に代えて電磁的記録を国際事務局に提供した場合にも同様に扱う旨を規定するとともに、これに伴い必要な読替えを規定する改正を行う。

(3) その他

商標法施行規則第9条の4、第15条の2、及び商標登録令施行規則第16条の5に規定されるマドリッド協定議定書に基づく規則の名称（「標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則」）につき、その変更に伴う形式的な改正を行う。

4. 公布日及び施行日

3. (1) 及び (2) について：
公布日 令和元年10月1日

施行日 令和元年10月1日

3.(3)について:

公布日 令和元年10月1日

施行日 令和2年2月1日